

型式部材等製造者の認証に関する公示  
一般財団法人日本建築センター公示第製177号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第1項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の7第1項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

令和3年6月25日

一般財団法人日本建築センター  
理事長 橋本公博

建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる  
建築物の部分（認証年月日：令和3年2月26日）

積水化学工業株式会社

製010101Aaca0035011	製010101Aaca0035012
製010101Aaca0035013	製010101Aaca0035021
製010101Aaca0035022	製010101Aaca0034724
製010101Aaca0035031	製010101Aaca0034734
製010101Aacb0034512	製010101Aacb0034513
製010101Aacb0034531	